

慶弔規定

(規則第4号)

熊野吹奏楽団

第1条 楽員で音楽文化全般及び楽団活動において、功績が顕著な者または他の団体については運営協議会の議を経て表彰することができる。

第2条 音楽監督及び常任指揮者で、次の各号の条件を満たす者については、それぞれ褒賞する。

- 1 退任のとき、勤続年数一年につき、金2,000円を贈る。
- 2 永年着任者は5年ごとに記念品を贈る。

第3条 特別の事情ある者については、運営協議会の議を経て、別途協議する。

第4条 楽員および楽員の親族の死去に際しては、弔慰金及び弔電を贈る。

- 1 楽員 10,000円及び供花
- 2 配偶者 5,000円及び供花
- 3 楽員の直系一親等 3,000円

第5条 楽員が疾病、傷害、災害等を受けた場合は、その状態程度に応じて運営協議会の議を経て見舞金を贈るものとする。ただし、緊急を要する場合は、楽長においてこれを専決処分し、運営協議会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規定の改廃は運営協議会の議決を要す。
- 2 この規定は平成8年4月1日より施行する。
- 3 平成 9年 4月 1日 第4条を一部改正施行する。